

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取り扱いについて

1 基本的な考え方

軽度者（要支援 1・2、要介護 1、自動排泄処理装置については要支援 1・2 及び要介護 1・2・3）の状態像からみて使用が想定しにくい種目について、保険給付の対象外とされております。しかし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される種目について福祉用具貸与の給付が認められております。

したがって、軽度者に対し、例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」とする）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要となります。

2 対象者

要支援 1、要支援 2 および要介護 1（自動排泄処理装置については、要介護 1、要介護 2 及び要介護 3）の区市被保険者

3 対象種目

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「自動排泄処理装置」

4 実施方法

（１）利用者の状態像の確認およびアセスメントの実施

- ① 原則として別紙表 1 で定めるところにより、認定に係る基本調査結果を用い、保険給付対象となる状態像であるか否かを判断します。（対象外となった場合、②を検討）
- ② ケアマネジャー等は、利用者の状態像の確認およびアセスメントの実施により、当該利用者の状態が枠内に示した i から iii の状態像に該当する可能性及び、福祉用具貸与が適当か否かを判断します。

- | |
|---|
| <p>i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 9 5 号告示第 2 5 号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)</p> <p>ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 9 5 号告示第 2 5 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 9 5 号告示第 2 5 号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> |
|---|

※具体的な事例は、別紙「福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）」を参照ください。

（２）医学的所見の確認

ケアマネジャー等はアセスメントにより福祉用具の貸与が適当と考えた場合、次のいずれかの方法により医師の意見（医学的な所見）を照会し、状態像 i から iii のいずれかに該当することを確認します。

- ・要介護認定の主治医意見書
- ・医師の診断書等
- ・医師から所見を聴取

※留意事項

- ・医師に医学的な所見を求める際は、医師に十分な説明をしたうえで i ～ iii の状態に該当するかを確認し、該当する場合はその内容を具体的に聴取してください。
- ・主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記事項に「特殊寝台が必要」と記載されていても、それだけでは i ～ iii に該当する状態か不明であることから確認はできませんのでご注意ください。

（３）サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施します。

(4) 確認申請書の提出

提出先 蕨市健康長寿課 給付担当

提出書類

- ①軽度者への福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書
- ②医師からの所見を確認した方法が「主治医意見書」「診断書等」の場合は当該書類の写し
- ③居宅介護サービス計画書第1表2表（写）
要支援者の場合は介護予防支援計画に係る関連様式（写）
- ④サービス担当者会議の記録

○予防給付の場合の「確認申請書」の提出者

- ・地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成している場合
→当該地域包括支援センターの担当者
 - ・地域包括支援センターが介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託している場合
→当該居宅介護支援事業所の担当者
- ※福祉用具貸与事業者からの提出は受け付けられません。

(5) 確認の結果を市から通知

市では、提出された書類から必要性を確認し、確認通知書を担当ケアマネジャーに通知します。

(6) 福祉用具貸与の実施

蕨市から通知された「給付開始予定日」から貸与を実施してください。

○有効期間

- ・開始日→「確認申請書」（必要な添付書類をすべて含む）の提出日
- ・終了日→要介護等の認定有効期間の終了日

※継続して貸与を受けるためには、有効期間が切れる前に（2）（3）の手続きを再度行っただうえで「確認申請書」を蕨市健康長寿課へ提出する必要があります。

(7) 必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、要介護1・2・3の利用者は月1回のモニタリングで、要支援1・2の利用者については介護予防ケアプランの評価（最長6か月）によって、必ずそ

の必要性を見直し、その結果をケアプラン等に記録してください。

ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」、または種目変更等が必要となれば、再度、確認申請の手続き等、必要な対応を講じてください。

新たに認定結果が出て、例外給付が必要な場合には再度提出してください。

なお、事後に上記の必要性の見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合、保険給付の返還対象とする場合もあるのでご注意ください。

あくまでも軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもと運用してください。